

イベント開催時のチェックリスト

《ホール》

【第3版（令和4年9月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	さくらプラザ開館10周年記念 若林 顕 ピアノリサイタル (https://totsuka.hall-info.jp/event/akirawakabayshi0422.html)	
出演者・チーム等	本イベント参加者	
開催日時	令和5年4月22日(土)14時00分～16時00分	
開催会場	戸塚区民文化センターさくらプラザ・ホール	
会場所在地	横浜市戸塚区戸塚町16番地17 戸塚区総合庁舎4階	
主催者	戸塚区民文化センターさくらプラザ	
主催者所在地	横浜市戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎4F	
主催者連絡先	(電話番号) 045-866-2501	(メールアドレス) event@totsuka.hall-info.jp
	来場者 大声なしで開催	
収容率(上限)	<input checked="" type="checkbox"/> 収容定員あり[100%] (収容定員:420人) ※固定席は451席ですが、中央ブロック前2列(31席分)は使用不可としているため。 ただし公演内容や舞台レイアウトにより変更が生じる場合がございます。	
	来場者 大声ありで開催	
いずれかを選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり[50%] (収容定員:210人) ※中央ブロック前列2列は使用不可および前後左右をあげた千鳥配席のため 210名以下。 ただし公演内容や舞台レイアウトにより変更が生じる場合がございます。	
参加人数	舞台上1人 /客席420人	
その他特記事項	(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。)	

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

(注) 収容率(上限)において、⑤を選択した場合は、「大声あり」と「大声なし」のエリアの区分ごとの収容定員・参加人数を記載すること。

感染防止策チェックリスト

【第3版（令和4年9月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策 （1）感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- ☑ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- ☑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、

- ☑ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- ☑ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

②エアロゾル感染対策

- ☑ 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ☑ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- ☑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染対策

- ☑ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- ☑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

1. イベント参加者の感染対策 （2）その他の感染対策

④飲食時の感染対策

- ☑ 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

⑤イベント前の感染対策

- ☑ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥感染拡大対策

- ☑ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦出演者やスタッフの感染対策

- ☑ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- ☑ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守すること。 2